

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和4年8月2日

令和4年7月12日の大雨による農業災害の特別災害の指定について

令和4年7月12日の大雨による災害について、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、特別災害に指定することを決定し、関係者と連携して被害を受けた農業者への支援を行ってまいります。

1 災害の概要

(1) 農作物等の被害規模

作物等	被害規模	被害見込金額
農作物 (大豆、ばれいしょ、水稻)	88.08ha	42,258千円
畜産物(鶏)	2戸	41千円
合計	—	42,299千円

(2) 特別災害の指定日

令和4年8月2日

(3) 条例に基づき支援対象となる市町

熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町

2 県・市町による支援

- (1) 病虫害防除用農薬及び樹勢・草勢回復用肥料購入費の補助
- (2) 代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費の補助
- (3) 農業災害資金の融資に対する利子補給の補助(実質無利子化)
- (4) 農林振興センターによる被害軽減対策の指導

※(1)(2)(3)については、条例に基づく要件あり